

知事部局
労働委員会事務局
収用委員会事務局

職員賠償責任等審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員賠償責任等審査委員会規程の一部を改正する訓令

職員賠償責任等審査委員会規程（昭和44年岩手県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（所掌事項） 第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 （1） [略] （2） 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の 2 の 8</u> <u>第 3 項</u>の規定に基づき、監査委員に対し同条第 1 項に規定 する事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠 償額を決定することを求める事案の審査に關すること。 （3）～（5） [略]	（所掌事項） 第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 （1） [略] （2） 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の 2 の 9</u> <u>第 3 項</u>の規定に基づき、監査委員に対し同条第 1 項に規定 する事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠 償額を決定することを求める事案の審査に關すること。 （3）～（5） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。